

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第10回）議事録

第1 日時 平成22年4月27日（火） 14時00分～14時30分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、辻 正次（部会長代理）、斎藤 聖美、酒井 善則、
新町 敏行、高橋 伸子

（以上6名）

第3 出席臨時委員（敬称略）

根岸 哲

第4 出席した関係職員

（1）総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、
山田 真貴子（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）
古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）

（2）事務局

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第4 議題

諮問事項

長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について

【諮問第1212号】

開 会

○東海部会長 ちょうど定刻でございますので、ただいまから第10回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催させていただきます。

本日は、委員及び臨時委員7名全員がご出席でいらっしゃいますので、定足数を満たしております。

なお、会議は公開で行います。

議 題

諮問事項

長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について【諮問第1212号】

○東海部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、諮問事項1件でございます。

諮問第1212号、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」につきまして審議をいたします。本件につきましては、資料の一番上に10-1-1というのがございますとおり、情報通信審議会議事規則第11条第8項に基づき、当部会に付託をされております。

それでは、まず内容につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官 ご説明を申し上げます。

まず資料10-1-2、諮問書をごらんください。長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定のあり方について、下記のとおり諮問する。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話網等に係る接続料の算定に用いる現行の長期増分費用モデルの適用期間は、平成19年9月20日付、貴審議会答申において、平成22年度までとされている。このため「長期増分費用モデル研究会」において、平成23年度以降の当該接続料の算定に適用可能な長期増分費用モデルについて検討が行われ、本年3月16日、市場環境変化等を踏まえた所要の見直しを提言する報告が取りまとめられたところである。以上を受け、報告書で提言された改良モデルの評価及びその

適用期間、上記答申において段階的に接続料原価へ算入することとされているき線点R T－G C間伝送路コストの扱い等、長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定のあり方について、貴審議会に諮問するものである。

続きまして、資料10－1－3に基づきまして具体的にご説明申し上げます。

1ページをごらんください。まず、下の接続料算定方法の一覧をごらんください。N T T東西が保有する第1種指定電気通信設備の接続料に関しましては、その公平性・透明性を担保する観点から、表のように算定方法が機能別に、総務省令で定められております。このうち、一番上の電話網の加入者交換機や中継交換機等にかかる接続料算定につきましては、N T T東西の独占的な地域通信網の非効率性を排除するために、長期増分費用方式、いわゆるL R I Cが適用されております。この方法は表の上にございますように、仮想的に構築された最も効率的なネットワークの費用に基づいて算定する方法でございます。先ほどの諮問書にございましたとおり、現行モデルの適用期間は22年度までとされておりますので、昨年度、長期増分費用モデル研究会におきましてまとめられました改良モデルの評価ですとか、その適用期間等につきまして諮問し、ご審議お願いしたいところでございます。

2ページをごらんください。検討事項の案でございます。1点目が改良モデルの評価ということで、長期増分費用モデル研究会でまとめられました改良モデルの評価でございます。

2点目が改良モデルの適用期間でございまして、現行のモデルの適用期間は3年でございますが、今回改良モデルを使う場合の適用期間をいかにすべきかという論点でございます。

3点目が、き線点R T－G C間伝送路コストの扱いでございます。詳細はまた別途ご説明いたしますけれども、平成17年度からN T Sコストを5年間かけまして、段階的に接続料原価から控除しております。

一方、ユニバーサルサービス制度の補てん額にかかるコスト算定方法の見直しに伴いまして、N T Sコストのうち、き線点R T－G C間伝送路コストにつきましては、平成20年度をベースに毎年度20%ずつ、段階的に接続料原価に戻しております。23年年度以降について、このき線点R T－G C間伝送路コストの扱いにつきましてどうすべきかという論点でございます。

4点目は接続料における東西格差の検証でございます。現状におきましては、固定電

話の通話料金に地域格差が生じる可能性を回避するために、東西均一接続料を採用しておりますが、23年度以降についてどうすべきかという論点でございます。

5点目が入力値の扱いでございます。現状におきましては、接続料算定にあたりまして、8カ月分を予測しました前年度下期と当年度上期の通信量を入力値としておりますけれども、この通信量以外を入力値を含めましてどうすべきかという点でございます。

3ページをごらんください。続きまして、検討スケジュールの案でございます。本日諮問させていただきまして、接続政策委員会でご議論いただきまして、9月には答申いただければと考えております。うち、5月25日におきましては、部会と委員会の合同の形でヒアリングを準備したいと考えております。

4ページをごらんください。合同ヒアリングでございますけれども、ヒアリング対象事業者につきましては表にございますとおり、NTT東西に加えまして、LRIC接続料の関係事業者のうち、下に掲げる5社を候補として考えているところでございます。

続きまして、LRIC接続料に关します市場動向ですとか、検討事項の詳細、これまでの経緯などにつきまして、参考資料でご説明いたします。まず、5ページをごらんください。LRICの対象接続機能の代表例でございます、GC接続、IC接続の形態についてでございます。まず、図の青いところでございますけれども、例えば携帯電話のユーザーがNTT東西の加入電話のユーザーに電話をする際には、携帯電話の事業者は②のところ、IC局の中継交換機から接続いたします。これがIC接続でございます。もう一つが赤い絵のところでございますけれども、例えば直収電話のユーザーがNTT東西の加入者に電話をする場合には、①のところ、GC局の加入者交換機で接続いたします。これがGC接続でございます。

続きまして6ページをごらんください。LRICによります接続料算定の経緯でございます。平成12年、電気通信事業法の改正によりまして、LRICが導入されております。それ以降、LRICモデルとしましては、現行の4次モデルまで、3次にわたる改正を行ってきたところでございます。詳細については省略いたしたいと思っております。

7ページをごらんください。こちらからは、市場環境の変化でございます。1番目は電話サービスに係る加入者数の推移でございます。下のグラフの黄緑色のグラフが加入電話とISDNでございまして、いわゆる固定電話でございます。このグラフにはございませんが、固定電話は平成9年度の6,285万加入をピークに減少を続けておりまして、直近では4,436万加入になっております。一方、一番下のピンク色、こちら

0 A B ～ J - I P 電話、いわゆる光 I P 電話でございますが、こちらにつきましては増加を続けており、直近では 1, 3 6 6 万となっておりますが、固定電話に比べますと、まだ 3 倍以上の開きがあるという状況でございます。

8 ページをごらんください。こちらは先ほどの固定電話を加入電話と I S D N に分けたグラフでございますが、いずれも減少を続けております。直近 1 年間の減少率で見ますと、I S D N が 8. 7 % 減、加入電話が 8. 3 % 減でございますので、I S D N のほうが若干減少率が高いという傾向でございます。

9 ページはブロードバンド加入者数の推移でございますが、こちらについてはごらんいただければと思います。

1 0 ページをごらんください。次からは、通信量の推移でございます。1 0 ページは発信でございます。グラフにございますとおり、我が国の総通信量につきましては、総通信回数、総通信時間ともに、こちらグラフにございませませんが、平成 1 2 年度をピークにその後は減少を続けております。下の表で見えて見ますと、メディア別では固定電話については、回数、時間とも減少を続けておりまして、直近の 1 年間の減少率を見ますと、固定の発信回数は 1 1. 8 % 減、固定の発信時間は 1 3. 5 % の減となっております。

1 1 ページをごらんください。今度は着信の通信量でございます。着信も総通信量は、時間、回数とも減少を続けております。固定電話につきましてはこちらも減少を続けておりまして、直近 1 年間の減少率は固定の着信回数で 9 % 減、固定の着信時間で 1 0. 3 % の減という傾向でございます。

1 2 ページをごらんください。L R I C による接続料算定に用いる通信量の推移、こちらは接続料算定式の分母に当たる部分でございます。オレンジ色が G C 経由、緑が I C 経由の量でございますが、いずれも減少を続けております。直近の減少率を見ますと、左側の G C 経由回数については 1 6 % の減、I C 経由の回数については 1 3. 2 % の減、右側の G C 経由時間は 1 4. 3 % の減、I C 経由時間は 1 1. 6 % の減となっております。

1 3 ページをお開きください。L R I C による接続料原価の推移、こちらは算定式の分子の部分でございます。平成 1 2 年度の L R I C の導入、累次のモデルの改修、それから毎年度の需要減に伴います入力値の入れかえに伴いまして、接続料原価は年々減少を続けております。特に平成 1 7 年度以降につきましては、N T S コストの控除、ピンクの部分でございますが、これによりまして、減少が続いているところでございます。

14ページをごらんください。以上を踏まえましたLRICの接続料、GC接続料、IC接続料の推移でございます。平成17年度以降につきましては、先ほど見ていただきましたNTSコストの控除などによりまして、接続料水準は年々減少してきたところでございますが、平成22年度の接続料につきましては、NTSコストの段階的な控除が21年度で終了し、逆にき線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価のつけかえが続いておりますので、上昇に転じております。

15ページをごらんください。LRICモデルの見直しについてでございます。昨年度の長期増分費用モデル研究会における検討の経緯でございますけれども、6月にモデル見直しの検討を開始いたしました。まず、ワーキンググループの参加事業者から現行モデルの改修提案をいただき、親会で検討項目を決定し、さらにワーキンググループにおきまして具体的な改修方法等を議論いただきまして、パブリックコメントを経て、3月に報告をとりまとめいただいたところでございます。お手元の緑の表紙がその報告書でございます。

続きまして16ページをごらんください。今回の主な見直し事項でございます。1点目が加入電話の回線数算定方法の変更でございます。従来、需要の回線数につきましては、いわゆる市内通話のエリアでございますMA別で与えてまいりました。これを562ありますMA別から、7,156ありますビル別に変更することによりまして、より精緻な需要算定をできるようにするという改修でございます。

17ページをお開きください。2点目、加入者交換機、GC交換機と遠隔收容装置、RTの設置基準の見直しでございます。收容局におきましては、收容回線数が1万を超える場合にはGC交換機、そうでなければRTを設置しております。この設置基準1万回線につきましては、これは1次モデルの策定の際に、NTT東西のGC交換機、RTの創設費の実際データから導出された数字でございます。これを最新のデータに基づきまして算出しますと、1万2,000になることから、設置基準を1万2,000に変更するものでございます。

3番目が加入者交換機と中継交換機間の伝送におけます伝送装置ADM10ギガの採用でございます。ADMにつきましては従来、600メガと2.4ギガで経済比較を行ってまいりましたけれども、伝送路が10ギガのものもございますので、経済比較の対象に10ギガを追加する変更でございます。

4番目が、き線点RT-GC間伝送路コストの精緻化でございます。加入者宅と收容

局の間にき線点R Tを設置して、メタルを光化するかどうかについては、加入者までの距離、それから合計回線数、それから経済比較でモデル上決定しております。この経済比較を行う際の所与として与えるき線点R T－G C間伝送路コストの額ですが、現在は500万としておりますけれども、直近のモデルではじいて見ますと、約1,000万でございますので、1,000万円に変更するものでございます。

5番目が衛星通信区間の設備量でございます。南大東島、小笠原諸島との間は衛星で結んでおりますけれども、需要からトランスポンダの本数を算定する際に、切り上げ処理を2回行っておりまして、それに伴いまして、算定される設備量が実態と乖離しているという問題が生じておりますので、切り上げ処理をやめるという変更でございます。

18ページをごらんください。6番目、遠隔収容装置（R T）の耐用年数でございます。R Tの耐用年数は従来、伝送装置と同じ13.3年としておりましたけれども、R Tの性格としては伝送装置の性格に加えまして、交換機の性格もございまして、その平均値に変更するものでございます。

7番目が監視装置の耐用年数でございます。従来、法定耐用年数を用いておりましたけれども、推計に足るデータの取得が可能となりましたので、修正増減法で推計した値を用いるという見直しでございます。

8番目は直近の税制改正の反映でございます。

9番目は、加入者交換機施設保全費の固定的費用でございます。従来はN T T東西の実績データに基づきまして、直線回帰を行いまして、その切片を固定費用としておりますけれども、直線回帰には残差の点で問題が見られますので、これを2次曲線による回帰に変更するというものでございます。

19ページをごらんください。今回のモデル改修によります算定結果でございます。22年度接続料ベースで比べた場合、現行モデルのネットワークコストが4,552億円、改良モデルが4,096億円ということで、改良モデルのほうが10%減になるという試算でございます。

20ページをごらんください。こちらは実際費用とL R I C費用の比較でございます。実際費用につきましては、N T T東西が毎年7月に接続会計報告書において公表している数値でございます。直近のものが20年度まででございます。これと比べてみますと、グラフのとおり平成15年度以降はL R I C費用のほうが実際費用を上回っているという状況が20年度まで続いているというところでございます。

続きまして、21ページをごらんください。接続料算定におけるNTSコストの扱いでございます。まず16年答申を踏まえた扱いでございますけれども、NTSコスト—Non Traffic Sensitive Cost—is 通信量、回数ですとか時間には依存しないコストで、本来的には基本料に関するコストでございます。歴史的に接続料に関するコストとされてきましたことから、平成17年度から5年間かけまして接続料原価から控除し、基本料原価につけかえております。これが右側の緑の階段部分でございます。

続いて19年答申を踏まえた扱いでございますけれども、ユニバーサルサービス制度におきまして、利用者負担の抑制を図る観点から、補てん額の算定方法を変更したことに伴いまして、NTT東西のみが負担することになります、き線点RT—GC間伝送路コストを接続料原価に段階的につけ戻し、関係事業者が公平に負担するということをしております。これが右のグラフの真ん中のところございまして、20年度をベースに20%つけ戻しておりまして、直近の22年度は80%が接続料原価につけ戻されております。

22ページをごらんください。これがNTSコストのつけかえの推移でございまして、一番下の金額が、接続料原価に算入されておりますNTSコストの金額でございます。

23ページをごらんください。NTSコストの具体的な箇所でございますけれども、左の図の色を塗った部分がNTSコストでございます。①のき線点RT、②のき線点RT—GC間伝送路コスト、3番のSLIC、4番のLXM、5番のMDF、CTFということで、このうちピンクの部分が、き線点RT—GC間伝送路コストでございます。

続きまして24ページをごらんください。接続料におけます東西格差に係る考え方でございます。まず、16年答申の考え方でございますが、中ほどの赤字の部分をごらんください。20%を超える東西格差及び現時点において既存の固定電話サービスが果たすことが期待されている社会的役割を考慮し、平成17年度以降の接続料についても東西均一とすることが適当とされてございます。19年度答申におきましても、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性がある東西別接続料を設定することは、十分な社会的コンセンサスを得ることは困難ということで、引き続き東西均一接続料採用が適当とされてきたところでございます。

25ページをごらんください。こちらが現行モデル適用期間の20年から22年度までの接続料でございまして、②と③の部分が、東西均一ではなく、東西別に算定した場合の接続料でございます。これを比較しますと、一番右にございまして、引き続き

20%以上の東西格差が生じているという現状でございます。

26ページをごらんください。入力値（通信量等）の扱いでございます。19年答申の考え方でございますけれども、まず通信量につきましては、14カ月分の予測が必要な当年度通信量、2カ月分の予測が必要な前年度通信量、それから8カ月分の予測が必要な前年度下期と当年度上期を通年化した通信量。この3方法につきましてご審議いただきまして、結果としましては3番目の方法を採用いただいているところでございます。

それから通信量以外に入力値につきましては、透明性の確保に配慮しつつ、必要に応じ、総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のものとすることが必要ということで、このような扱いをしているところでございます。

説明は以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございました。ただいまご説明ございましたように、平成12年から電話網のうち、加入者交換機、中継交換機を主として、これらに対する接続に関する接続料算定については、長期増分費用方式を採用するということで実施してまいりました。ここについては、ただいまグラフでも見ていただきましたように、接続料を引き下げることに対して大きな効果をもたらしてきた、約10年の間、その役割を果たしてきたと思うところでございます。このたび、23年度以降という区切り目が出てまいりましたので、また諮問をいただいたところでございます。これと政策部会におきまして、審議するにあたり、今、ご説明をいただいたところでございます。どうぞ何かご不明な点等ございましたら、ご質問いただきたいと思います。

○酒井委員 よろしいですか。これはずっと前から事務的に、粛々とこういう考え方を積み重ねていると思いますけれども、現在のところ、例えばNTTの経営形態をどうしようとか、あるいはユニバーサルサービスをどうしようとか、そういった見直しが、特にこの場合、ユニバーサルサービス等につきましては接続料、特に電話接続料にはかなり影響するような気もいたしますけれども、このあたりは現在の過程でやっていて、何か上層の変化が起きていたら、そのときにまた、それに応じて考えを変えるということではよろしいのでしょうか。

○東海部会長 どうぞ。

○村松料金サービス課企画官 今、酒井委員ご指摘のとおり、現在タスクフォースにおきまして、ユニバーサルサービスのあり方等につきましてご議論になっているところでございます。その議論、結果等につきましては、適宜ご説明をしたいと思っております。

ろでございます。

○東海部会長　私は個人的な受けとめ方ですけれども、この２２年から２３年への切りかえどきというのは、周りの環境を見ますと、ＩＰ化の問題、その他さまざまな環境変化、今、酒井委員からも話があったユニバとの関係の問題やら、あるいはもっと大きな問題としては、ＮＴＴの経営形態の問題といったことも関係がないわけではないと思います。したがって、しっかりとそういったものを視野の中に入れてながら、こういった議論をしなければならない。また、固有の問題としては、トラフィックが減少していく。どこで下げ止まるのかといったことについてもしっかりと見きわめていく役割はあるんだろうなと思っております。課題がたくさんございますけれども、そういったことも踏まえながらこの議論を進めていくべきではないかと思っておりますが、部会長代理、いかがでございましょうか。

○辻部会長代理　全く、今、部会長が言われたとおり、ベターはベターでいくべきで、ごろっと新たなもの、接続料の算定の手法というのはなかなか……、ずっと何度も考えておりますけれどもありませんから、今は大きな節目というのがあるまで、まだ改良を続けていかざるを得ないではないかと考えております。

○東海部会長　ほかに。どうそ。

○斎藤委員　この研究会の報告書にＪａｐａｎｅｓｅ　ＬＲＩＣとございますけれども、ということは海外で似たようなモデルというのがあるのでしょうか。何か参考になるようなモデルがあるのでしょうか。

○東海部会長　この歴史的な経緯はむしろ、酒井委員が一番お詳しくていらっしゃると思うのですが……。

○酒井委員　お願いいたします。

○東海部会長　そうですか。長期増分費用方式というのは基本的には欧米、特に英国でかなり先進的に研究がなされてまいりまして、それをこの長期増分費用モデル研究会がスタートをする前段で検討してきたところでございます。アメリカの事例もたくさんございますが、そういうものを前提にしてトップダウン方式、あるいはボトムアップ方式等々いろいろな方式があるわけですが、欧米で研究された英知、知恵を取り入れたと私は個人的に理解をいたしております。ただし、欧米で研究された成果そのものをここに取り入れたのではなく、むしろ平成１２年にモデル研究会で決定した方式というのは、名称は確かに長期増分費用方式と書いてありますけれども、ＬＲＩＣということ

で欧米の名称と同じではありますが、日本の状況、そのときの環境というものを考慮して、日本流のといいたしうか、日本式の長期増分費用方式、対立するのは実はヒストリカル方式、実際費用方式と、現実にかかった費用で接続料を算定するというのがその前に行われていたわけでございます。それにかわるものとして、仮想的な状況を想定して、事業者の方々もご参加いただきながら、それらの設備構造を確定しながら関係するネットワークコストを幾らかということを議論する場をつくってきたという意味では、J a p a n e s e という言葉がつくのが適切だと理解しているところでございます。

よろしいでございましょうか。

○高橋委員 検討スケジュールに関して伺います。接続委員会ではいろいろご検討くださって、まさに市場環境の変化等を織り込みながら、またここでも議論していくということですが、先ほど酒井委員からもご質問がございました、政策による変化をこの会議がどう織り込んでいくのかは非常に重要だと思っております。原口大臣のお出しになっていらっしゃる「光の道」構想の方向性が5月中旬に出るのであれば、こちらがちょうど中旬以降にヒアリングを開始して答申を出していく点が気になります。変化があったらご説明をしますというお話ですが、こちらのスケジュールでいくと、それほどご説明をいただく時間というのがないようにも感じます。具体的には、5月25日のヒアリングの前にはある程度の方向性を踏まえた変化も織り込んで、スケジュールの見直しもされると考えてよろしいのでしょうか。

○東海部会長 その点は私がちょっとお話、先にいいですか。今、お話のあった「光の道」構想とか、あるいはN T Tの経営形態問題が、仮に今年の中でその方向づけが、ある部分、検討の過程の中で明らかにされたといいたしましても、それらが具体化して展開をされてくるのは今年ということはある得ないわけでありまう。例えば光の問題であっても、現状、ご承知のとおり、加入者の伸び率というのは鈍化してきているという状況のほうが強いわけでありまう。だからこそ「光の道」構想というのが私は出てくるんだろうと思うんです。

そんな意味で接続料算定というのは23年度からということになりますと、すぐにスタートしていかなければならない料金算定問題でございますので、そのような意味ではそういったことも視野に入れるけれども、これと今、お話のあったような問題が、タイムラグがかなりあるだろうと思っています。そういう意味でこの課題の中の1つに、これを今度は何年適用でやろうかと。そこで調整しようということをお考えかと私は理解

しております。何か補足されることがございましたら。

○村松料金サービス課企画官 はい。確かに高橋委員のご指摘のとおり、基本的な方向性は5月中旬に出ますけれども、その後また具体化という話もあるかと思imasので、基本的には東海部会長がおっしゃられましたとおりの形で、政策の動きにつきましては適宜踏まえながら進めてまいればと考えておりますし、それから「光の道」構想の基本的方向性が出ました際には、どんな形で対応するかは東海部会長ともご相談の上、また決めていきたいと思っております。

○東海部会長 よろしゅうございましょうか。

○高橋委員 はい。了解いたしました。

○東海部会長 ほかにいかがでございましょうか。もし、ご発言ございせんようでしたら、本件につきましては接続政策委員会におきまして、調査・検討を詳細にさせていただきまして、その結果を当部会で審議いたしまして答申をまとめるということとして部会で了解いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○東海部会長 よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。その旨、決定することといたします。

なお、本件につきましては先ほどスケジュールのところでお話ございましたとおり、当部会と接続政策委員会合同による事業者の皆さんから直接的にお話を聞くヒアリング、これを開催させていただきたいと思っております。現在のところ、5月25日、ほぼ決定のようでございます。また詳細については別途、事務局よりご連絡させていただきたいと思っております。

閉 会

○東海部会長 以上で本日の審議を終了いたしました。委員の皆さまから何かございませうでしょうか。事務局からございませうでしょうか。どうぞ。

○白川管理室長 この後、引き続きましてこの場所で情報通信行政・郵政行政審議会の電気通信事業部会が開催されますので、所属委員の皆様におきましては、準備の間しばらくお待ちいただきますようお願いを申し上げます。

○東海部会長 以上で本日の会議は終了でございます。

次回の会議日程につきましては、別途決まり次第、事務局から連絡をさせていただきます。

閉会をいたします。

以上